

## 三島市民文化会館公衆無線 LAN 利用規約

### (目的)

第 1 条 本規約は、三島市民文化会館（以下「会館」という。）が会館利用者の利便性の向上を図ることを目的として提供する公衆無線 LAN によるインターネット接続サービス（以下「サービス」という。）の利用について必要な事項を定める。サービスを利用した者は、本規約に同意したものとみなす。

### (サービスの内容)

第 2 条 サービスの利用者(以下「利用者」という)は、サービスを利用してインターネットに接続することができる。

2 サービスの利用料金は無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

### (利用条件)

第 3 条 利用者は、サービスの利用に際し不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）その他関係法令等を遵守しなければならない。

2 サービスを利用するための会館への申請等は不要とする。

3 サービスの利用に際し、必要なる電源及び端末等については利用者が準備するものとする。

4 サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの必要な対策は、利用者が行うものとする。

### (利用者の資格)

第 4 条 利用者は、個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、法人等がホール及び会議室等を法人等として利用する場合を除くものとする。

### (利用時間)

第 5 条 利用時間は会館の定めるとおりとする。ただし、利用時間は催事等の

実施に合わせ、変更する場合がある。

(利用履歴の取得及び利用目的)

第6条 会館は、次に掲げる目的のため、利用履歴を取得することができる。

(1) サービスの利用状況を調査する場合

(2) サービス内容の見直し又は改善等を図るために、統計データとして利用する場合

(3) 前各号に掲げる場合のほか、会館が特に必要があると認める場合

(利用の停止)

第7条 利用者が次のいずれかに該当する場合は、直ちに当該利用者の利用を停止をする。

(1) 次条に掲げる禁止事項に該当する行為を行った場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、本規約に違反した場合

(3) その他利用者として不適切と会館が判断した場合

(禁止事項)

第8条 利用者は、サービスを通じて次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 会館若しくは他者に損害を与える行為又は与えるおそれのある行為

(2) 会館若しくは他者の著作権やその他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

(3) 他者の財産、名誉及びプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

(4) 誹謗中傷する行為

(5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為

(6) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為

(7) 性風俗に関する活動

(8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを作成、使用又は提供する行為

(9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特

定又は不特定多数に大量にメール送信する行為

- (10) ファイル共有ソフト等を使用し著しく大量のデータを送受信する行為
- (11) サービスの提供若しくは他の利用者の利用を妨害し、又は支障をきたすおそれのある行為
- (12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し若しくは違反するおそれのある行為又は会館が不適切であると判断する行為

(利用の中止)

第9条 会館は、次に掲げる事項に該当する場合は、サービスの利用を中止できる。

- (1) サービスの保守及び会館設備等の工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 地震、火災、洪水、停電その他の非常事態等が発生し、通常の利用ができなくなった場合
- (3) サービスの提供に係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他会館が一時的なサービスの提供を中断すべきと判断した場合

(免責)

第10条 会館は、サービス内容及び利用者がサービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わない。

2 会館は第8条に該当する利用者の行為によって会館、利用者又は第三者に損害が生じた場合は、当該利用者がすべての法的責任を負うものとし、一切の責任を問わない。

3 会館は、次に掲げる利用者の損害について、一切の責任を負わない。

- (1) サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止による損害
- (2) サービスと通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失による損害
- (3) 利用者端末のコンピュータウイルス感染等による被害又はデータの破損

及び漏洩による損害

(4) その他サービスに関連して発生した利用者の損害

- 4 利用者が所有する端末の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Webブラウザ等によって、サービスを利用できない場合があっても、一切の責任を負わない。
- 5 会館は、利用者がサービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、一切の責任を負わない。
- 6 会館は、利用者の承諾を得ることなく、サービスの内容を変更することができる。

(規約の変更)

第 11 条 会館は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができる。

附 則

この規約は、令和 3 年 3 月 1 日より施行する。